

議案第80号

磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 磐田市は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るとともに、公文書の公開及び個人情報の開示等の請求に係る審査請求についての審査並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第28条第1項の規定による意見聴取を行うため、磐田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）第16条第1項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項及び磐田市議会個人情報保護条例（令和4年磐田市条例第 号）第45条第1項の規定による諮問に応じてする審査請求についての調査審議に関すること。
- (2) 情報公開制度の適正な運営に関する重要事項について意見を述べること。
- (3) 個人情報の適正な取扱いに関する意見を述べること。
- (4) 番号利用法第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイルの取扱いに関する意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明又は意見の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求

人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続等の非公開)

第11条 第2条の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(条例施行後最初に行われる審査会の会議の招集)

2 この条例の施行後最初に行われる審査会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。